

# 新型コロナウイルス感染症対応資金要綱

## 1. 制度目的

この要綱は、令和二年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

## 2. 申込人資格要件

次の（１）から（３）のいずれかの認定を受けた中小企業者（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。

（１）中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第２条第５項第４号の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注１）

（２）保険法第２条第５項第５号の規定による認定（注１）（注２）

（３）保険法第２条第６項の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注１）（注３）

## 3. 借入限度額

6, 0 0 0 万円

## 4. 保証割合

2.（１）及び（３）については100%（全部保証）

2.（２）については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中庁第2号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

## 5. 対象資金

経営の安定に必要な事業資金

## 6. 取扱金融機関

県内に店舗を有する各銀行（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会及び山口県農業協同組合

## 7. 貸付形式

証書貸付又は手形貸付

## 8. 保証期間

10年以内（据置期間は5年以内）

## 9. 返済方法

原則として均等分割弁済とする。ただし、保証期間が1年以内の場合は一括弁済でも差し支えないものとする。

## 10. 信用保証料率

本制度は、山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を付すこととし、信用保証料率は、借入金額に対し、0.85%とする。

ただし、本制度における経営者保証免除対応（注4）を適用する場合は0.2%を上乗せする。

## 11. 信用保証料の補助

2.(1)～(3)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、及び2.(2)の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者（注5）であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助する。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

## 12. 担保・保証人

(1) 担保…無担保とする。（注6）

(2) 保証人…原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

## 13. 貸付金利

5年以内 1. 2%（責任共有制度対象外の場合は、年1. 0%）

5年超 1. 3%（責任共有制度対象外の場合は、年1. 1%）

ただし、貸付から3年の間に生じる利子については、別途定める方法により、県からの補給を行うものとする。

## 14. 添付資料

保証協会所定の申込資料のほか、保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定による市町長の認定書及び本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書を添付するものとする。

## 15. 期中管理

取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、保証協会に対し、その内容を報告するものとする。

ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

## 16. 借換えの特例と制限

(1) 借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の①又は②の保証を責任共有制度の対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換えることができるものとする。

①令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証

②責任共有制度の対象となる本制度の保証

(2) 次に掲げる場合を除き、他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。

①責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換える場合

②法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合

## 17. 取扱期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたものとする。

## 18. 報告

保証協会は、融資に係る毎月の保証状況を山口県中小企業制度融資状況月報（別記第1号様式）及び当月保証承諾明細表（別記第2号様式）により、翌月10日までに知事に報告しなければならない。

## 19. 調査

知事は、融資を受けた中小企業者、保証協会又は取扱金融機関に対し必要な調査を行うことができる。

## 20. 保証協会及び取扱金融機関の取扱条件等

保証協会及び取扱金融機関は、融資について、一般業務との区分を明確にしておくこと。

取扱金融機関は、融資を行うに当たっては、歩積両建預金の条件を付してはならない。

## 21. 融資を受けた者の遵守事項

融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

## 22. 原資の預託方法

県は、融資を行うため、予算の範囲内において、原資を取扱金融機関に預託するものとする。

ただし、取扱金融機関の資格を喪失した金融機関については、資格を喪失した日以前に貸し付けた制度融資に係る原資について、当該金融機関に預託するものとする。

原資の預託時期及び利息については、別に定めるものとする。

取扱金融機関に対する原資の預託期間は、預託した日から当該年度の末日（知事が別に定めたときは、その期日）までとする。

## 23. 原資に対する取扱条件

取扱金融機関は、融資に係る原資の預託を受けたときは、預託金に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の融資残高を保有するように努めなければならない。

## 24. 繰上償還

知事は、融資を受けた者等が、この要綱に違反した場合には、取扱金融機関に対し、当該融資に係る資金に対する原資として預託した預託金の繰上償還を請求することができる。

取扱金融機関は、融資を受けた者が、この要綱に違反した場合には、当該融資に係る資金の繰上償還を請求することができる。

## 25. 弾力運用

知事は、この要綱の定めにかかわらず、経済環境の変化等の事由により融資の条件等について変更する必要があると認めたときは、保証協会及び取扱金融機関等と協議して変更することができる。

また、変更した場合には、知事は、速やかに保証協会及び取扱金融機関等に通知するものとする。

## 26. その他

この要綱に定めるもののほか、なお必要な事項は別に定める。

注1：保険法第3条の3の規程による特別小口保険に係る保証を除く。

注2：売上高等の減少を要因としないものを除く。

注3：本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。

注4：本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。

①直近の決算書が資産超過であること

②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

注5：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの。

注6：既設定根抵当権を除く。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行し、令和2年6月29日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行し、令和2年7月13日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月18日から施行し、令和3年2月18日保証申込受付分から適用する。